

補 足 資 料

1 入札書への記載時の算出方法

- (1) 本件契約の履行期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。
なお、契約締結日は、2月上旬頃を予定している。
- (2) 入札書記載金額については、年間実施場所1か所当たりの単価（税抜）に、仕様書に記載する予定数量を乗じた金額を本件契約に係る費用の総合計として記載すること。
- (3) 消費税相当額は含まず記載すること。

2 契約期間及び支払方法について

- (1) 契約期間は以下のとおりとする。
契約締結日から令和6年3月31日まで
ただし、小学校への管理員配置は令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 支払については以下のとおりとする。
委託料の支払は、月払とし、履行の翌月以降に落札業者から吹田市に対して請求し、正当な請求行為を確認した上で請求日から30日以内に支払うものとする。支払については、単価契約金額を12月で均等に分割し、千円未満に端数が生じた場合は、年度の当初の月に支払うものとする。ただし、契約の一部解除、その他の事由により、1か月に満たない月が生じたときは、当該部分に相当する委託料を日割計算とする。また、変更契約が締結された場合は、別途協議するものとする。なお、支払開始月は、令和5年4月分からとする。

3 その他

- (1) 落札業者については、落札後速やかに落札金額に対応した内訳書を作成すること（入札に当たり持参は不要）。
- (2) その他詳細については、公告文を参照すること。